

## きりゅう暮らし応援事業の拡充について（改訂継続）

人口減少の抑制並びに移住・定住の促進を目的に、誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりや空き家・空き地を利用した地域の活性化のために、桐生市が展開している「きりゅう暮らし応援事業」。特にその中でも、平成26年7月より実施している「住宅取得応援助成」は、桐生市内に住宅を建築または購入した方を対象に、基本補助として住宅取得費の3%（加算補助と合わせて最大200万円）を助成するものであり、これまで大変な成果を挙げてきました。

しかし、中古住宅の購入については、昭和56年6月以降の耐震基準に適合していることが条件となっており、昭和56年5月以前のものについては、耐震補強工事後に現行の耐震基準に適合していることが条件となっております。

市内には築40年以上の中古住宅が多数見受けられ、これらを転入促進のために有効活用していくためにも、昭和56年5月以前の中古住宅についても対象として加えていただき、一律で転居費用程度の補助を要望いたします。

また、令和7年度より補助対象者が「移住者」に限定されました。若年層や子育て世帯の市民にとっては市内に住居を構える際の大きなサポートであり、市内定着へ効果的な施策でありますので、令和8年度以降、「市内在住者」を再び補助対象としていただけますよう要望いたします。

当案件につきましては、平成30年度以降、毎年度提言申し上げ、ご継続いただいているものでございますが、令和8年度以降におきましても、上記の通り更なる制度の充実を図りながらの継続を強く要望いたします。

加えて、住宅の長寿化や性能向上のための改修・工事の費用を補助する「住宅リフォーム助成」（加算補助と合わせて最大30万円）につきましても、早期に予算限度額に達する程、多くの市民が利用する助成制度となっております。今後も需要の増加が予想されますので、この制度についても予算の更なる増額等の制度の充実、継続を強く要望します。

### 桐生市からの回答

「きりゅう暮らし応援事業」の「住宅取得応援助成」につきましては、平成29年7月から令和7年3月末まで長きにわたり、本市の人口減少対策の一翼を担う施策として、補助内容の見直しを行いながら、継続的に実施してまいりました。

しかしながら、令和5年度の制度利用者を実施したアンケートでは、市内在住者について、「本事業が住宅の取得の決め手に結び付いていない」というご意見が多く、期待するような結果に結びついていないことが確認されました。

さらに、現在、本市では、恒常的に続く女性・若者の市外流出に歯止めがかけられておらず、将来人口の減少に大きく影響を与えることが懸念されており、昨年9月には、「女性・若者から選ばれる桐生市の実現を目指すための提言書」により、「既存事業の目線を変えた選択と集中を図り、限りある予算を集中投下する」との方針が示されております。これらを踏まえ、「住宅取得応援助成」につきましては、令和6年度をもって廃止し、令和7

年度からは、移住者限定の「移住者住宅取得助成」を創設し、他の移住促進施策とともに、市外からの移住促進に取り組んでおります。なお、中古物件については、今後も市民の皆さまが安全安心に暮らすことができるよう、良質な住環境の形成を目指し、これまで同様に「現行の耐震基準に適合していること」を補助要件とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、「住宅リフォーム助成」につきましては、多くの市民の皆様にご利用いただくなか、令和7年度も予算額を4千万円から5千万円に1千万円増額するなど、制度の充実に努めております。

両事業につきましては、今後も、本市の人口減少対策として効果的な事業となるよう検討してまいりたいと考えております。

[回答担当] 都市整備部建築住宅課住宅係